

議案第43号

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町国民健康保険税条例（平成17年多可町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第4条中「25,100円」を「23,500円」に改める。

第5条第1号中「18,100円」を「16,700円」に改め、同条第2号中「9,050円」を「8,350円」に改め、同条第3号中「13,575円」を「12,525円」に改める。

第6条中「2.30」を「2.49」に改める。

第7条中「9,500円」を「9,300円」に改める。

第8条第1号中「7,100円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,550円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「5,325円」を「5,250円」に改める。

第9条中「1.93」を「2.24」に改める。

第9条の3中「5,900円」を「5,700円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第1号ア中「17,570円」を「16,450円」に改め、同号イ（ア）中「12,670円」を「11,690円」に改め、同号イ（イ）中「6,335円」を「5,845円」に改め、同号イ（ウ）中「9,503円」を「8,768円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「6,510円」に改め、同号エ（ア）中「4,970円」を「4,900円」に改め、同号エ（イ）中「2,485円」を「2,450円」に改め、同号エ（ウ）中「3,728円」を「3,675円」に改め、同号カ中「4,130円」を「3,990円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同号ア中「12,550円」を「11,750円」に改め、同号イ（ア）中「9,050円」を「8,350円」に改め、同号イ（イ）中「4,525円」を「4,175円」に改め、同号イ（ウ）中「6,788円」を「6,263円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「4,650円」に改め、同号エ（ア）中「3,550円」を「3,500円」に改め、同号エ（イ）中「1,775円」を「1,750円」に改め、同号エ（ウ）中「2,663円」を「2,625円」に改め、同号カ中「2,950円」を「2,850円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「51万円」に改め、同号ア中「5,020円」を「4,700円」に改め、同号イ（ア）中「3,620円」を「3,340円」に改め、同号イ（イ）中「1,810円」を「1,670円」に改め、同号イ（ウ）中「2,715円」を「2,505円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「1,860円」に改め、同号

エ（ア）中「1,420円」を「1,400円」に改め、同号エ（イ）中「710円」を「700円」に改め、同号エ（ウ）中「1,065円」を「1,050円」に改め、同号カ中「1,180円」を「1,140円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出にあたり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多可町国民健康保険税条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の多可町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 多可町国民健康保険税条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(課税額)</p> <p><b>第2条 (略)</b></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>18,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,050円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>13,575円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p><b>第6条</b> 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.30</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(課税額)</p> <p><b>第2条 (略)</b></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>16,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>8,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>12,525円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p><b>第6条</b> 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.49</u>を乗じて算定する。</p>

現 行	改 正
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)  <b>第7条</b> 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者一人について<u>9,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)  <b>第8条</b> 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,100円</u>  (2) 特定世帯 <u>3,550円</u>  (3) 特定継続世帯 <u>5,325円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  <b>第9条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.93</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)  <b>第9条の3</b> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)  <b>第23条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。  (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者  ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  1人について <u>17,570円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)  <b>第7条</b> 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者一人について<u>9,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)  <b>第8条</b> 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,000円</u>  (2) 特定世帯 <u>3,500円</u>  (3) 特定継続世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  <b>第9条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.24</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)  <b>第9条の3</b> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)  <b>第23条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。  (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者  ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  1人について <u>16,450円</u></p>

現 行	改 正
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,670円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,335円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,503円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,650円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,970円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,485円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,728円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,130円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,550円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,050円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,525円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,788円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,750円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,690円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,845円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,768円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,510円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,900円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,450円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,675円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,990円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,350円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,175円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,263円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,650円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p>

現 行	改 正
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,550円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,500円</u>
(イ) 特定世帯 <u>1,775円</u>	(イ) 特定世帯 <u>1,750円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>2,663円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>2,625円</u>
オ (略)	オ (略)
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,950円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,850円</u>
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>500,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>51万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,020円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,700円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,620円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,340円</u>
(イ) 特定世帯 <u>1,810円</u>	(イ) 特定世帯 <u>1,670円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>2,715円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>2,505円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,900円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,860円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,420円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,400円</u>
(イ) 特定世帯 <u>710円</u>	(イ) 特定世帯 <u>700円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>1,065円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>1,050円</u>
オ (略)	オ (略)
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,180円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,140円</u>
(特例対象被保険者等に係る申告)	(特例対象被保険者等に係る申告)

現 行	改 正
<p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。</p>	<p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出にあたり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>